# 奄美群島国立公園喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域
# 管理運営計画（案）に関する意見募集
# （パブリックコメント）の結果

## １　意見募集の概要

「奄美群島国立公園喜界島地域､沖永良部島地域及び与論島地域管理運営計画(案)」について、次のとおり御意見を募集しました。

### ○意見期間

令和７年６月 27 日（金）～令和７年７月 26 日（土）

### ○意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送又は電子メール

## ２　意見募集の結果

| | |
|---|---|
| 整理した意見の総数 | ２件 |
| ほか意見募集対象外の意見 | ８件 |

## ３　御意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

（別紙）

# 奄美群島国立公園喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域管理運営計画(案)に関する意見の概要及びそれに対する考え方について

意見募集対象　Ⅶ. 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項への御意見の概要及び御意見に対する考え方について

| 番号 | 案における該当ページ | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 1 | P32　Ⅶ. 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項<br>（１）許可、届出等取扱方針<br>（ア）特別地域及び海域公園地区<br>特別地域<br>太陽光発電施設 | 建物や建造物の一部として設置すること以外は重大な環境破壊である。台風などの水害の多い日本の風土に合わないものであり、経産省の「太陽光パネルの含有物質の情報提供に関する方向性の検討」資料で、適切な廃棄が行われていないこと、有害物質について問題として挙げている。管理運用に問題が多いものだと国が認識しているものの設置はやめるべき。他には、公園の整備や建築物を建てる場合、動植物への影響の調査は行政が徹底的に行い、保護対象があるにも関わらず業者が工事を強行するような問題が発生しないように明記すべき。 | 国立公園内における太陽光発電施設等の設置については、自然公園法の許可基準及び審査基準、並びに国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインを踏まえ、適切に審査・指導してまいります。 |
| 2 | P33～35 Ⅶ. 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項<br>（１）許可、届出等取扱方針<br>（ア）特別地域及び海域公園地区<br>特別地域<br>鉱物の採掘及び土石の採取等（学術研究その他）<br>同地域　植物の採取等・動物の捕獲等（学術研究その他）<br>P35～36 Ⅶ. 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項<br>（１）許可、届出等取扱方針<br>（ア）特別地域及び海域公園地区<br>海域公園地区<br>鉱物の掘採及び土石の採取（学術研究、公益上必要な調査等）<br>同地区　指定区域内の動植物の捕獲、殺傷、採取、損傷（学術研究、公益上必要な調査等） | 希少種の生息地や公園の見回り時間などをSNSで拡散したり、気軽に他人へ教えないなど保護行為を阻害する行動はしないなどを追加すべき。特に研究者ではない一般人は、何が希少種で規制対象なのかわかっていない可能性が高いため、島内の住民に対しての周知を優先すべきではないか。 | いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |